

## 消費者

**スマートフォンを買い取る手口に注意**  
「ヤミ金融には絶対に手を出さないで！」



Aさんは、お金が必要になりましたがサラ金の残債がまだ50万円ほどあり、追加の融資を受けることができずに困っていました。そんなとき「すぐにお金が借りられる」というサイトを見つけ、会社名は不明でしたが、希望額と住所・氏名・生年月日・電話番号をメールで送りました。

翌日、電話があり「あなたの名前ではお金は借りられない。スマートフォンを4台契約して、SIMカードを抜いたものを送れば、1台5万円で購入する」と言われました。契約時には支払いが要らないこともあり、契約をしたスマートフォンを送りました。

実は、Aさんが申し込んだのは、いわゆるヤミ金融で、振り込まれた金額は、約束よりはるかに少ない4万円でした。その後はヤミ金融からの執拗な取り立てに苦しみ、さらに契約した携帯会社からの4台分の毎月の請求額が払えず、困り果てて消費者

センターに相談しました。

このように、ヤミ金融が融資や返済の条件に携帯電話を送らせる手口の相談が多く寄せられています。携帯会社への支払いが滞ると強制解約になり、携帯端末代も一括で支払わなければなりません。事例のように、結果的に携帯電話の転売行為に加担した場合、共犯と見なされ、警察が被害届を受理できない場合も。さらに、融資の振込先として、ヤミ金融へ口座番号を提供すると、犯罪に関与したとして、自分名義の全ての口座が凍結される危険性もあります。

最近では、インターネットの広告でヤミ金融とは気づかずに融資を申し込んでしまうケースも増えています。金銭的にも精神的にも追い詰められるヤミ金融には、どんなに困っても絶対に手を出してはいけません。借金を抱えて困っているかたは消費者センターへ、早めに相談しましょう。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。